

# 言語生態学に基づく言語政策研究

## —言語の生態・機能・福祉と言語政策—

岡崎敏雄

キーワード：言語生態学、言語政策、言語の機能、言語の福祉、言語話者の福祉

### 1.はじめに

言語政策は通常、政府・省庁によって行なわれ、「複雑な社会問題」を解決することが目指されるととらえられることが多い (Kaplan & Baldauf, 1997)。これに対して本論は、言語政策を、個人を起点としてとらえる視座から考える。個人の言語、そのあり方、それと密接な関係を持つ言語話者としての個人の生活、そのあり方を考えることから出発し、言語政策が我々や身近な人々にとって、その言語、生活とどのような関わりを持つものであるかを考察する。

個人を起点として言語生活を見ることは、通常目指される「複雑な社会問題」(の解決)を個人の側からとらえ返すことである。さらにそれを通じて我々の生活すべての局面を作れる言語活動に関わっているはずの「言語の」政策を我々や身近な人々自身の問題として引き戻すものである。

このような個人を起点とする言語政策の見直しは、必然的に、我々の言語、そのあり方、ひいてはそのあり方の良さの様相、度合い、それによって我々の生活に与えられる影響、また逆に、生活によって言語が与えられる影響について改めてとらえ返すことを必要とする。

本論は、第一に、言語のあり方、言語を取り巻く生活環境との関係を対象とする言語生態学の構成について見る。第二に、言語生態学に基づく言語政策研究を、言語政策を個人の言語を起点としてとらえる視座から考える。

### 2. 言語生態学

#### 2.1 言語生態学の構成

##### 2.1.1 言語生態学の定義

Haugen (1972) は学としての言語生態学を定立した。言語生態学の萌芽期の先行論文 (Voegelin & Voegelin, 1964) は、言語の良好状態を追求するには特定の言語を対象とするのではなく、特定の地域の言語、それも 2、3 の特定の言語に注目する代わりに、その地域に存在するすべての言語に包括的な注目をする必要があるとした。これを踏まえ、

Haugen は言語生態学を次のように定義する (Haugen 同上) :

言語生態学は、ある所与の言語とそれを取り巻く環境との間の相互交渉的関係の学である。

#### 2.1.1.2 言語生態学の領域

##### —心理的生態領域・社会的生態領域と両者間の相互交渉的関係—

Haugen (同上) は学の定義の根本である「環境」を、「心理的な領域と社会的な領域をもつもの」としている。心理的な領域とは、バイリンガルや多言語使用者の mind (知性、精神) の中の、ある言語と他の言語との相互交渉的関係の領域を指す。社会的な領域とは、ある言語と、その言語がコミュニケーションの手段として機能する社会との間の相互交渉的関係の領域である。

Haugen がここで取り上げた言語と言語との相互交渉的関係と、言語と社会との間の相互交渉的関係の 2 つの領域は、言語生態学のその後の展開の中で (言語内要因 language internal factors と言語外要因 language external factors、言語的要因 linguistic factors と非言語的要因 non-linguistic factors; Mühlhäuser, 1996 などの形を経て)、心理的生態領域および社会的生態領域としてとらえられてきているものである。

さらに、特に言語生態学の原理的展開としてなされた「言語的多様性の基盤としての言語保持」理論の形成と展開 (後述) を通じて、心理的・社会的両領域が互いにも相互交渉的関係にあるものとしてとらえられてきている。

#### 2.1.1.3 言語生態学の目的

##### —言語生態・言語生態と環境との間の関係の記述・分析と育成・保全に基づく人間の生態学としての学の形成・展開—

上のような定義に基づいて、言語生態学の目的は第一に、言語生態・言語生態と環境間の関係の記述・分析であり、第二に、言語生態・言語生態と環境間の関係の育成と保全に当ることである。そして第三に、言語の生態と人間の生態の緊密な関係を明らかにし、人間の生態学 Human Ecologyとして形成・展開することである (Haugen, 1972, 1985)。

#### 2.1.1.4 学の性格規定

##### —関係の学・保全の学・人間の生態学としての言語生態学—

学の目的に関して注目されるのは、第一に、自然生態学が生物間および生物・非生物間の関係の学とされているのと同様、関係の記述・分析およびその育成・保全を目的の一部とすることである。上記の言語生態学のいずれの「領域」とも、相互交渉的関係をもとに領域が定義され、言語生態学の原理的展開の一つである言語保持理論でも、心理・社会両領域の相互交渉的関係が中心テーマとされている。さらには、言語生態学に基づく言語計画=政策 (後述) でも、言語政策と他の社会的諸政策との緊密な連携 (「生態学的政策連鎖」)

の関係を始め、関係を対象とすることが中心テーマとされている。このように言語生態学は関係の学としての性格を持つものである。

第二に、通常の言語の学が言語の記述あるいは分析を主眼とするのに対して、言語生態学は「言語の保全は人間生態学 Human Ecologyの一部をなすもの」(Haugen, 1985) であると位置づけ、その記述・分析に基づいた言語の育成・保全をも目的としている保全の学としての性格を持つことである。

第三に、その目的を、言語（の生態）を対象とした記述・分析のみに限局化せず、「言語と（人間）社会の間の相互交渉的関係という関係」をも対象とすることによって人間との関係の学としての言語生態学の性格と、さらに保全を人間生態学の中に位置づけることによって人間の生態学としての言語生態学という学の性格規定がなされる。これは、自然科学における生物学のさらに一部であった生態学が、生物・生物間と生物・非生物間の関係の学としての性格と、さらに生物・非生物間の関係に支えられる生物・生物間の関係である生態系の保全を位置づけることによって、自然生態型の学、自然生態の学としての性格規定を持つに到ったのと同様である。

記述・分析、育成・保全に当っても、「言語の生態が良好か否かは人間（=その言語話者）の生態が良好か否か」（後述「言語の福祉は言語生態系の棲息者の福祉：Mühlhäuser, 1996」参照）また、「言語活動は人間諸活動と一体化してなされる」というとらえ方によって言語と人間それぞれと、両者の一体化した総体を対象としてなされる。

従って、言語生態学に基づく言語計画＝政策もまた、上述のように、言語計画＝政策が、他の対人間（=社会的）諸政策とは別個に、「孤立」して行なわれるのではなく、緊密な連携のもとに、言語に対する対策が、社会的諸政策それぞれの形態・過程を通してどう実現されるか、個々の人間においてどう実現されているか、の視点から、総合政策として計画・施行・評価され、それを対象として言語生態学による記述・分析がなされる。それは文字通り、人間の生態それぞれと一体化した言語の生態をとらえる学としてなされるものである。

1970年代以降、自然環境保護を追求して自然生態学と共に人間生態学が形成されてきた。象徴的には Bateson によって確立された精神の生態学と Haugen による言語生態学は、いずれも 1972 年に理論的枠組みを提出している (Bateson, 1972; Haugen, 1972)。このように言語生態学は人間の生態学としての言語生態学として形成・展開されてきているものである。

#### 2.1.1.5 言語生態学の構成概念

##### —言語生態と言語生態の環境間の関係—

上の「目的」に明らかに示されるように、言語生態学において記述・分析や育成・保全の対象となるのは、第一に、言語生態、第二に、言語生態と言語生態の環境間の関係である。すなわち言語生態学の基本的構成概念はこの両者である。また学の性格規定からここで言う言語生態とは、人間の生態それぞれと一体化した言語生態である (Haugen, 1972,

1985)。

## 2.2 生態学パラダイムにおける言語生態学の位置

—生態学パラダイム諸学の生態学的連携 *ecological linkage* の要（かなめ）の学としての言語生態学—

### 2.2.1 人間活動すべてを支える言語活動

言語生態学では、言語を、人間や人間活動から切り離された「分離された実体 Separate entity」(Mühlhäuser, 1996) としてとらえる代わりに、人間活動諸領域すべてを言語活動が支えており、その言語活動の媒体として個々の言語があるととらえる。

### 2.2.2 人間活動すべての中で形成される言語生態

このことから帰結されることは、言語生態学で取り上げる言語生態が人間活動諸領域すべての中で形成されるものだという点である。従って、人間の諸活動—政治活動、経済活動、文化活動、教育活動、学習活動、家族の活動などすべての領域、すべてのレベルにおける言語活動の中に言語生態は形成されるものである。

### 2.2.3 人間活動諸領域におけるすべての言語生態によって形作られる言語生態系総体を把握する言語生態学

言語生態学は、人間活動すべての領域、すべてのレベルにおいて形成される言語生態によって形作られる言語生態系総体を把握しようとするものである。

### 2.2.4 言語話者の生のあり方は言語の福祉状況に応じて形作られる・言語の生態は言語使用者の福祉状況の下に形作られる

—「言語の福祉は言語話者（=人間）の福祉」—

言語生態学では、言語の生態を、言語話者の福祉状況 (well-being) の下に形作られるものと捉える (Mühlhäuser, 1996 他)。そこでは、言語は人間や人間活動から切り離された「分離された実体」としてとらえられることはない (上記A)。人間活動すべての領域、すべてのレベルを言語活動が支えており、その中に言語生態が形成される (上記B)。一方で、人間活動は、どのような言語生態が形成されているかに大きく影響を受ける。その意味で言語話者の生のあり方は、言語がどのような状況にあるかに応じて形作られる。他方、良好な言語生態が順調に形成され、保全されているか (これを言語の福祉状況 (Mühlhäuser, 1996 他) と呼ぶ) は、言語話者の生態の良好状況によって規定される面を持つ。言語話者の生態の良好状況を、言語生態学は、言語話者即ち「言語生態系の棲息者」の福祉 (同上) と捉え、「言語の福祉は、言語生態系の棲息者の福祉である」(同上) と位置付ける。ここには、言語と人間の生態学的関係を明示的に捉える言語生態学の基本が示されている。

### 2.2.5 言語生態学を概念的枠組みとする言語計画＝政策

#### 一社会的諸政策との生態学的連携として行われる言語計画＝政策一

以上のことから帰結されることは、言語計画＝政策が言語生態学の概念的枠組みの下で行なわれる場合、言語使用者の福祉に関わる社会的諸政策との生態学的連携の下で行なわれる。それに対応して、言語生態学が社会的諸政策を研究対象とする人間科学諸学との生態学的連携の要として形成・展開されていく。その過程は、人間の生態学の要として言語生態学が形作られ、強化されていく過程をなす。

### 2.2.6 人間の生態学および生態学パラダイムの要としての言語生態学

以上のように、人間科学諸学の生態学的連携の要として、従って人間の生態学の要として言語生態学がある。

ここで注目すべきは、第一に、人間の生態学として包括される人間科学諸学は、21世紀に入るに及んで、環境倫理学・環境経済学・環境社会学・生命の政治学に典型的なように、自然環境と人間との関係の把握を不可欠の部分としてきており、第二に、言語生態学に基づく言語計画＝政策は、「言語・文化の多様性の保持は生物の多様性の保持」というとらえ方を軸として、言語のエコロジー・人間のエコロジー・自然のエコロジーの三者間の相補性の保全を目指している点である。これらと合わせて考えると、言語生態学は、人間の生態学の要であると同時に、言語・人間・自然三者の相互依存性・一体性の解明と、保全によるトータル・エコロジー (Kaplan & Baldauf, 1997; 岡崎, 2005a) を目指す生態学パラダイムの要として形成されるものである。

## 3. 言語生態学に基づく言語政策研究

### 一言語生態と言語政策一

以下では、上のような言語生態学に基づく言語政策研究を、個人の言語を起点としてとらえる視座から考える。そのための第一歩として、言語生態・福祉一人間生態・福祉両者間の関係をより具体的に見ることから始める。本節ではまず、言語生態・福祉が人間生態・福祉に影響を与える方向を、次に逆の方向（別稿）を考える。

### 3.1 言語生態—言語の状況は人の生活を大きく左右する—

#### 3.1.1 言語の状況は人の生活を大きく左右する

人は自分の使っている言語がどのような状況にあるか—例えば、生活のどのような領域で、どの程度使いこなせているか—によって生活が大きく左右される。典型的には、留学して海外で生活する場合である。日常生活上の会話能力がある言語の状況であれば、誰かの力を借りずに住む家を決め、買物をし、生活に必要な情報を現地の人々から入手することができます。その場合さらに、相手を目の前にせず、電話でやり取りができる能力まであ

る状況であれば、情報入手の対象者が拡大し、生活の自由の範囲も広がる。

また別の言語の状況として、何らかの理由で聴覚上の障害の状態に陥ったとする。これまで音声を媒介として得ていた生活情報からはすべて隔離される。家族や仕事場での同僚や関係者とのやり取りは突如として困難を来たし、可能な職業活動も大幅な制限、縮小を余儀なくされる。

### 3.1.2 言語の状況を対象とする学—言語生態学一

このように言語状況が人の生活を大きく左右する事態は改めて取り上げるまでもなく、一般に認識されていると思われる。ところが、それぞれのタイプの言語状況において人の生活がどのように左右されているかを起点とし、状況が良好でない、突然良好でなくなったり、あるいは状況を向上させようとする場合、どのような理念、価値観、理論的枠組み、方法に基づいて、どのような主体によって、どのような対策がなされなければならないか、その対策のために個人・社会のレベルで何が準備されなければならないなどを統合的にとらえて対象とする学は未分化の状態にある。以下ではその学の原点となる言語の状況、すなわち言語生態についてまず考える。

### 3.1.3 言語は環境条件に応じた生態を示す

#### 3.1.3.1 自生地を離れた年少者の言語

—「オーストラリアにおける日本語のバイリンガル教育」の下で学ぶ日本人年少者 vs. 日本における海外出身の年少者の各言語—

##### 3.1.3.1.1 オーストラリアにおける日本語バイリンガル教育の下で学ぶ日本人年少者の言語

海外で生活する日本語を母語とする年少者の言語や、海外で生まれて育ち、日本に来て生活をし始めた年少者の言語はいずれも、生態学で言う（移民先の土地に対して）生まれてから棲息しているいわゆる自生地、を離れた年少者の言語ととらえることができる。これらの言語の状況、つまり言語生態学で言う生態についてまず考えてみる。

オーストラリアではバイリンガルとしての日本語教育が全国各地の小学校レベルで、マジョリティーの英語話者およびマイノリティーの各国語話者の子供たちに対して行なわれてきている。

例えば Victoria 州のハンティングデール小学校では、小学校全体が参加しており、そのうち 15 % が日本で育った子供たちである。これら日本人の子供たちと父母はこのプログラムを次のようにとらえている。

- (1) 母語としての日本語の養成・保持に大きな役割を果たしている。
- (2) 家庭で日本語の話し言葉はそれなりに使っているが、読み・書きの力は十分には発達しない状態で、このプログラムを行なう学校に転入して来る。そのため子供たちの日本語は学習言語としては十分ではない。このプログラムを通して学習言語としての日本語が

発達する場が得られるため、英語力の不足があっても学習に積極的に参加できる。

### 3.1.3.1.2 日本における海外出身年少者の言語

これに対し、日本における海外出身年少者の言語をめぐる状況は、次のような現状にある。

- 1) 日常生活のやり取りに必要なわゆる生活言語は短期間（通常1～2年）で習得される。それに対して、学校教育に参加し、教科書を読み、教科の授業を理解するためのいわゆる学習言語は、次のような状況にある。
  - a. 授業の言語、つまり教授言語 medium of instruction は母語ではなく、日本語である。
  - b. 教授言語が母語ではなく、日本語であるために、学習言語の習得に長期間（通常5～10年）を必要とする。
- 2) 以上の結果、年少者は次のような事態に遭遇している。
  - a. 日本語に対する受けとめ：日常生活には使えるが、学習にはほとんど機能しない。  
現在の学習の他に、将来の進学や就職につながる知識や技能を獲得できない言語である。
  - b. 母語に対する受けとめ：自分の学習を支えるのに使えない言語であり、周囲の人々も使わない言語である。また将来の進学や就職につながる知識や技能を獲得できない言語である。
- 3) 家庭内のコミュニケーションは次のような状況にある：
  - a. 父母が子供の母語で話しかけ、子供が母語で返す代わりに日本語で返す形など、母語も日本語も家庭内のコミュニケーションの言語として十分に機能しなくなる。
  - b. そのひとつの結果として、家庭教育を行なうための家庭教育言語として母語が次第に機能しなくなる。
- 4) 以上によって、進学や就職への展望が極めて不十分であり、言語に基づく自己のアイデンティティーも不安定である。
- 5) 全体として、日本語能力、母語能力共に不十分ないわゆる両言語不十分の傾向が起きやすい。

### 3.1.3.2 両年少者の言語の生態

前述のオーストラリアにおける日本語バイリンガル教育下の日本人小学生と海外から日本にやって来ている外国人年少者は、自分の母語の話し言葉は渡譲あるいは来日した当時はそれなりに発達しているが、読み書き能力については、わずかな年数の母国での教育しか受けていないために十分な発達を遂げていないという点では共通している。

しかし両者の置かれている言語の状況、つまり言語の生態は、次の諸点で大きく異なっている（表1参照）。

	ハンティングデールの日本人の年少者の言語の生態	日本の海外出身年少者の言語の生態
Medium of instruction (MI) =学校の授業言語	理・音・図・体・社を母語で	すべての科目を非母語で
学習言語能力	理・音・図・体・社について母語で得られる	MIが非母語故に習得に長期間(5~10年)要する
学習参加への自信	有	ほとんどない
母語に関する受けとめ	周囲の皆が学ぶ言語 自分の学習を支える言語	周囲も自分も学ばない言語 自分の学習を支えるのに使えない言語
	将来の進学・就職につながる知識・技能を獲得できる言語	将来の進学・就職につながる知識・技能を獲得できない言語
家庭内のコミュニケーション	機能する	次第に難しくなる (子供はpeer languageにshift)
家庭教育言語	機能する	次第に機能しなくなる
進学への展望	通常にあり	学習言語能力不十分、それ故の学習動機低下などにより極めて不十分 (e.g. 県高校進学1桁)
就職への展望	通常にあり	学力不十分故極めて不十分
アイデンティティー	Bilingual bicultural identity	不安定
両言語不十分の恐れ	ない	大きい

【表1】「オーストラリア・バイリンガル日本語教育」下の  
日本人年少者と日本の海外出身年少者の言語の生態

### 3.2 言語はその生態に応じた機能を果たす

#### —社会的・認知的・情意的・文化的機能—

上で見た年少者の言語のうち、日本語に焦点を当ててみると、それぞれの年少者の日本語は、各自の環境条件に応じた機能を果たしている（表2参照）。

機能カテゴリー	機能	ハンティングデールの日本人年少者の日本語	日本の海外出身年少者の日本語
社会的機能	学校教育参加 進学 就職 家庭内コミュニケーション 家庭教育	有 有 有 可能 可能	不十分 困難 狭い職種 不十分 不十分
認知的機能	教科学習を通した 数学的運用 論理操作	可能	極めて不十分
情意的機能	アイデンティティー 情操教育参加	安定 可能	不安定 不十分

	<u>（国語の物語理解などを通じて）</u>		
文化的機能	バイカルチュラル	可能	不十分

【表2】「オーストラリア・バイリンガル日本語教育」下の  
日本人年少者と日本の海外出身年少者の日本語の機能

### 3.3 言語の生態の福祉 well-being の状況は言語話者の生態の福祉 well-being の状況に直結する

—言語は人の quality of life (生活の質) に直結する—

表2のように言語の生態によってその言語が果たし得る諸機能は大きく異なってくる。ハンティングデールの日本人年少者の言語の生態は良好で、言語の福祉 well-being [あり方の良さ] (Mühlhäuser, 1996) はこのような様相で充足されている。

言語の福祉が良好である場合、その言語話者の生活上可能となるもの—学校教育参加、進学、就職、家庭内コミュニケーション、家庭教育、アイデンティティーの安定、情操教育参加、bicultural、教科教育を通した数学的運用、論理的操作など—の範囲が広がる。その意味で言語話者の生態（生活の暮らしぶり）の良さ、すなわち「言語話者の生態の福祉」(Mühlhäuser, 同上) は良好なものとなる。言い換えれば、「言語の生態の福祉 well-being は言語話者の生態の福祉 well-being」(Mühlhäuser, 同上) が成立する。すなわち言語の生態の福祉は言語話者の生態の福祉に直結し、その意味で言語が人の生活の質 quality of life に直結する。

### 3.4 言語生態と言語政策

—言語政策は人の生活を大きく左右する—

#### 3.4.1 言語政策は人の生活を大きく左右する

—実行可能な選択肢の機能群を左右する言語政策—

上で見たオーストラリアにおけるバイリンガル日本語教育の下での日本人の年少者と、日本における海外出身年少者の生活は大きく異なっている。いずれも生まれ育った自生地を離れ、海外で生活する子供という点では同じでありながら、各自の日本語の生態を通して実現できる社会的機能・認知的機能・情意的機能・文化的機能は大きく異なる。すなわち「実行可能な選択肢の機能群」(Sen, 1999) がオーストラリアの日本人年少者に比べ日本の海外出身年少者では大きな制約を受ける。

この2つの違いを導き出しているものは、それぞれの言語の環境条件であり、その最も中心部分をなしているのがオーストラリアおよび日本での言語政策の違いである。より厳密には、オーストラリアにおいて明確に示されている国全体の社会政策に基づく言語政策と、日本において明示的には政策として示されていない「言語政策」、より正確には「言語非政策」(Kaplan & Baldauf) の違いにある。

### 3.4.2 「自己を社会的に実現する自由度」を左右する言語政策

言語政策（または非政策）の違いにより生み出される「実行可能な選択肢の機能群」の違いは、「自己を社会的に実現する自由度」(Sen, 1999; 鈴村, 1998) の違いを示す。端的にいえば、「学校教育参加が十分にできず」、「進学が困難」で、「就職が狭い職種」に限られる日本における海外出身の年少者は、職業を通じた自己の社会的実現の範囲に限っても自由に選べる領域が限られる。その点で、「自己を社会的に実現する自由度」は、オーストラリアにおける日本人の子供に比べて低いものとなる。

### 3.4.3 言語政策は「自己を社会的に実現する自由度」に直結する

このように言語政策は、言語の生態がもたらし得る実行可能な選択肢の機能群、それ故に「自己を社会的に実現する自由度」を左右する。

#### 3.4.3.1 言語の福祉 well-being [あり方の良さ] の評価の主体

##### —言語生態学における「当事者評価」の重視—

これを言語の福祉 well-being [あり方の良さ] の点から見てみよう。言語政策は言語の生態の果たすことのできる機能の選択肢の範囲を左右する。ある場合は言語が可能な機能の選択肢を広くし、他の場合は狭くする。これを「福祉」[あり方の良さ] の点から考える場合、あり方の良さを判断する基準が問われる。この判断、つまり評価の基準が当事者の持つ基準、価値観によって決定されるとするのが、人の福祉を対象とする福祉の経済学の見方の一つである。

「物理的には同じ自転車が提供されても、身体が障害を受けている人には、障害を受けていない人<sup>1</sup>と同じ生き方・あり方を実現することができない」(鈴村, 1998)。このことから「福祉（人の場合「生き方の良さ」）の指標」として、「人が実現し得る機能に対する」その当人の「評価」が重視される。言語生態学で、言語の福祉「言語のあり方の良さ」を考える場合もこの「当事者の評価」を重視する。

実現し得る選択可能な機能群が狭ければ、その言語のあり方の良さは良くないとすることを「一般的に見て一目瞭然なことだから、良くないと定義して良い」とすること也可能であろう。言語生態学では敢えてここで「当事者の評価」を重視する。それは言語の生態について考え、それに応じてそれを改良するために関係する環境的条件に働きかける過程に、その言語話者当人が参画すること、「当事者の参画」を重視することを基調として学が形成・発展してきた (Mühlhäusler, 1996; 岡崎, 2005a) 故に他ならない。「当事者の評価」は、言語の生態のとらえ方、そこで重視する価値観（この生態の果たす機能がその人の生き方にとってどんな価値を持つとされるかなど）、現在の生態・その機能を、どう変えたい／継続させたいと考えるか、そのためにどんな政策などの手段を希望し、立案し、実現す

<sup>1</sup> オリジナルは「健常者」：岡崎が「健常者」の語を避け、書き替えた。

るかを決定する基準となるからである。

### 3.4.3.2 言語の福祉的自由度と人の福祉的自由度

「当事者の評価」を重視する場合、自己の言語の生態の下で、上節で見た「実行可能な選択肢の機能群」の中から選択して「自己を社会的に実現する自由度」とは、当事者が「高く評価する機能」であり、「実行可能」と考えるのであり、それによって「自己が社会的に実現される」と考えるのである。

このような「当事者評価」に基づいて、「自己が社会的に実現される」と判断される実行可能な言語の機能群が、言語のあり方の良さ、すなわち言語の福祉状況によって実現される（と当事者である言語話者が考える）自由の範囲、度合いを示す言語の福祉的自由度である。

上述の表1、2で見た機能群の具体例が示すように、これらの機能は人の社会的生活上の機能の重要な部分をなしていると考えられる。進学、就職は社会的参加のあり方として示される「人の生き方」、すなわち人の福祉の重要な部分をなすと一般的には考えることが可能であるが、当事者も重要だと評価すれば、それは人の福祉的自由度を示すものとなる。

### 3.4.3.3 言語政策は「言語の福祉的自由度」「人の福祉的自由度」に直結する

以上をまとめると、オーストラリアと日本の言語政策の違いは、それぞれの下で年少者の言語に生み出される生態の果たす機能群に大きな影響を与え、当事者である年少者（および年少者の場合その保護者）が評価する言語のあり方の良さ、それによって重要な一部が構成される、人の生き方の良さに直結する。

## 3.5 言語政策を言語の福祉の育成・保全、それを通した人の福祉の育成、保全を図る点から位置付ける視座

### 3.5.1 言語政策の目的と主体

言語政策は国家言語を制定し、そのための整備を行なう、公用語を決める、移民を社会に統合するための言語関係事業を行なうなど多岐にわたる目的・内容を持つ。それらの政策目的をどのような内容として企画・立案・執行・改善するかはそれらの作業に関与する主体（agency: Kaplan & Baldauf, 1997, 1998）および諸主体間の調整によって決定される。それら主体は政府、地方自治体などの言語政策スペシャリスト、言語教育関係者、言語施策を施される言語の使用者（=通常の意味での「当事者」）などの領域・レベルにわたる（同上）。

### 3.5.2 言語の福祉の育成・保全、それを通した人の福祉の育成・保全を言語政策の根幹の目的とする視座

本論において上のような内容で考えてきた言語の生態に注目する場合、それは言語政策を、当事者の言語の福祉の育成・保全、それを通した当事者である人の福祉の育成・保全を根幹とする目的として位置付ける視座を提供するものである。この視座は、上述の言語

主体の設定する国家、社会、市民に関わる（言語政策の）諸問題を特定していくに当たつて基軸をなす情報的基礎を提供するものである。

### 3.5.3 言語・人の福祉的自由の拡大を目的とする言語政策

#### —人間の開発をその根源的目的とする言語政策—

言語政策が言語・人の福祉の育成・保全を図ることを根幹の目的とする場合、具体的には、言語生態と言語生態環境および両者間の関係に働きかけてそのあり方の良さを実現する目的で育成・保全を図る。

その結果、言語の福祉的自由、それを重要な構成部分とする人の福祉的自由が拡大される。このような言語・人の福祉的自由の拡大を言語面での開発 language developmentおよびそれを通した人間の開発 human developmentと呼ぶ。これは、「持続可能な発展」を実現するためには、地球の資源エネルギーの有限性を認識した地球の自然環境への取り組みだけでは不十分だという1990年代に確立された考え方（「特に Agenda 21」）に基づくものである。代わりに、地球環境・人間社会の両問題を一体のものとして取り組む必要があるとした生態環境の取り組みにおけるパラダイム転換—自然環境のエコロジーから自然と人間のトータル・エコロジーのパラダイムへに基く人間の開発の一環としての言語政策を言語面での人間の開発として目指すものである。

言語の生態が良好で、機能が十分果たされること、それにより言語のリソース、それに基づく人間のリソースが十二分に發揮されることは、有限である地球のリソースの根底を支えるものであり、持続的発展の中軸をなすものである。逆に、言語の生態が不良で、機能を果たさないことは、言語のリソース、人間のリソースを枯渇させていくことであり、人間の生態系、ひいては生態系全体を脆弱化させるものである。その意味で言語生態学に基づく言語政策は、自然と人間のトータル・エコロジーの育成を目指すものである。

言語政策が多岐の目的を持ち得る中で、言語生態を起点として考える言語政策は、人間の開発を根源的ゴールとするものである。

## 3.6 言語政策研究の学としての言語生態学

#### —言語生態学は言語政策研究を通した人間の生態学である—

### 3.6.1 言語生態学は言語・人の福祉自由度の記述・分析を行なう：言語福祉学としての言語生態学

言語生態学は直接的には言語の生態およびその環境との関係を対象とする学である。それは一つの学的領域として、上で見てきたように、言語の生態が人の生活をどう左右しているかを対象とする。すなわち、言語生態学は、言語の福祉および、それによって規定される人の福祉、を対象とする言語福祉学を枢要をなす部分として持つ。言語福祉学としての言語生態学は、具体的には言語の福祉的自由度およびその記述・分析を通して、人の福祉的自由度を記述・分析する。

### 3.6.2 言語生態学は言語政策研究を通して言語とそれを通した人の福祉の育成・保全による両者の福祉的自由の拡大を目的とする

一方、言語政策は言語とそれを通した人の福祉の育成・保全による両者の福祉的自由の拡大を目的とする。その際、言語生態学の記述・分析は政策の情報的基礎をもたらすものである。

次に、言語生態学は言語の現生態に現環境との関係が、どのような影響を与えていているか、さらに、言語政策はその影響の様相をどのように変化させているかを記述・分析する。記述・分析はさらに、言語政策によってなされた様相の変化を改善するために、その段階の言語の生態、その環境にどのように働きかけるか、それはどのような改善の展望を与えるか、実際に与えることができたかを記述・分析するものである。このような過程、すなわち言語政策の研究を通して、従って言語政策への寄与をその一環として持つことで、言語生態学は言語・人の生態、その福祉の育成・保全による両者の福祉的自由の拡大を目的とするものである。

## 4. 結語

以上本論は第一に、言語のあり方と、言語を取り巻く生活環境との関係を対象とする言語生態学の構成、生態学における位置、人間の生態学としての構造的基礎について見た。第二に、言語生態学に基づく言語政策研究を、言語政策を個人の言語を起点としてとらえる視座から考えた。

今後の課題として、各国の言語政策が英語の国際語としての拡大、ひと、情報のグローバルな移動の構造化など、グローバル化に伴う要因への対処を必須のものとしている中でどのような視座から言語政策を構築するか、それが本論の個人を起点としてとらえる視座とどのように統合的に位置づけられるべきかを考えることが必要とされる。

### 【参考文献】

- Bateson, G. (1972) *Steps to an ecology of mind*. New York: Institute for Intercultural Studies, c/o Brockman, Inc.
- Haugen, E. (1972) *The ecology of language*. Stanford, California: Stanford University Press.
- Haugen, E. (1974) The ecology of language. In Anwar Dil (Ed.), *The ecology of languages: Essays by Einar Haugen* (pp. 325-339). Stanford: Stanford University Press.
- Haugen, E. (1985) The language of imperialism: Unity or pluralism. In N. Wolfson, & J. Manes. *Language of inequality* (pp. 3-17). Amsterdam: Mouton.
- Hornberger, N. H. (2002) *Multilingual language policies and the continua of biliteracy: An*

- ecological approach.* *Language Policy*, 1, 27-51.
- Kaplan, R., & Baldauf, R. (1997) *Language planning from practice to theory*. Clevedon, UK: Multilingual Matters.
- Kaplan, R., & Baldauf, R. (1998) The language planning situation in ... *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, vol. 19, No. 586.
- Mühlhäuser, P. (1996) *Linguistic ecology: Language change and linguistic imperialism in the Pacific region*. London: Routledge.
- Mühlhäuser, P. (2000) Language planning and language ecology. *Current Issues in Language Planning*, 1(3), 306-367.
- Okazaki, T. (2004) A theoretical framework for Japanese reading instruction for children from abroad: the Endogeneous Development Model. *Electronic Journal of Foreign Language Teaching*, vol. 1, No. 1, 40-49.
- Ricento, T. (2000) Historical and theoretical perspectives in language policy and planning. *Journal of Sociolinguistics*, 4(2), 196-213.
- Sen, A. (1999) *Development as Freedom*. New York: Alfred A Knopf, Inc.
- Skutnabb-Kangas, T. (2000) *Linguistic genocide in education - or worldwide diversity and human rights?* Mahwah, New Jersey: Lawrence Erlbaum.
- Tollefson, J. W. (1991) *Planning language, planning inequality*. London: Longman.
- Trim, J. L. M. (1959) Historical, descriptive and dynamic linguistics. *Language and Speech*, 2, 9-25.
- van Lier, L. (2000) From input to affordance: Socio-interactive learning from an ecological perspective. In J. P. Lantolf (Ed.), *Sociocultural theory and second language learning* (pp. 245-259). Oxford: Oxford University Press.
- Voegelin, C. F., & Voegelin, F. M. (1964) *Languages of the world: Native America Fascicle one*. Anthropological Linguistics, 6(6), 2-45.
- 岡崎敏雄（2005a 印刷中）「言語生態学原論—言語生態学の理論的体系化—」
- 岡崎敏雄（2005b 印刷中）「言語生態学における心理・社会両生態領域間の相互交渉の関係—言語政策の基礎としての『巨視的モデル』の生態学的位置づけ」『筑波大学 地域研究』第26卷
- 岡崎敏雄（2005c 印刷中）「外国人年少者日本語教育の基礎としての言語政策分析研究—スウェーデン言語政策の言語生態学・動態分析」
- 岡崎敏雄（2005d 印刷中）「言語生態学における心理・社会両生態領域間の相互交渉の関係—言語政策の基礎としての「巨視的モデル」の生態学的評価—」『筑波大学 地域研究』第27卷
- 鈴村興太郎（1998）「機能・福祉・潜在能力」『経済研究』、vol. 49, No. 3, July.